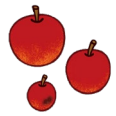


輸出先国・地域に対して行う、残留農薬基準を設定するための申請（インポートトレランス申請）について

- 国によって、気候・風土等の違いにより、病害虫等の発生状況や作物の栽培方法が異なり、農薬の使用方法等も異なるため、農薬と品目の組合せが同じであっても、我が国と輸出先国・地域で残留農薬基準(※)が異なる場合がある。〔※農薬を適正に使用した場合の残留試験の結果等に基づき、食品の摂取量等も勘案して、人の健康を損ねるおそれがないよう設定。〕
 - 農産物の輸出に当たっては、輸出先国・地域の残留農薬基準に適合する必要があるが、我が国での栽培管理上必要不可欠（代替剤の検討が困難）な農薬の中には、輸出先で基準が設定されていない場合等がある。
 - このため、農林水産省では、我が国と同等の基準値が設定されるよう、輸出先国・地域に対する、輸入農産物用の残留農薬基準を設定するための申請（インポートトレランス申請）に係る取組を実施しているところ。
- 〔参考〕 IMPORT MRL GUIDELINE FOR PESTICIDES A guideline on possible approaches to achieve alignment of international MRLs APEC Food Safety Cooperation Forum Sub-Committee on Standards and Conformance July 2016（抜粋（仮訳））
- 輸入品目用の残留農薬基準を設定するための申請とは、基本的に、輸入国の国内基準でカバーされていないレベルの残留農薬を含む可能性のある品目の輸入の許可について、輸入国からの承認を求めるものである。

我が国と輸出先国・地域で残留農薬基準が異なる場合がある
(農薬の適用の有無が違うケース) (農薬の使用方法が違うケース)

 日本 輸出先国A

農薬B (例)

農産物への適用	○	×
残留農薬基準	2 ppm	一律基準 (0.01ppm)

 日本 輸出先国A

農薬D (例)

使用方法	3回散布 収穫1日前まで	1回散布 収穫7日前まで
残留農薬基準	0.3ppm	0.05ppm

農薬C (例)

農産物への適用	×	○
残留農薬基準	一律基準 (0.01ppm)	2 ppm

農薬E (例)

使用方法	1回散布 収穫7日前まで	3回散布 収穫1日前まで
残留農薬基準	0.05ppm	0.3ppm

インポートトレランス申請の主な流れ



必要に応じて、産地・国内関係者との調整、申請に必要な作物残留試験の実施、データの取得や分析等。

↓



輸出先国・地域当局への申請や調整等。

輸出先国・地域当局において、申請データの評価・審査後、輸出先の基準値設定。

※留意点

- ・申請から基準値設定まで複数年要する。
- ・評価・審査の結果、申請どおりの基準値が設定されるとは限らない。

〔農林水産省では、作物残留試験の実施や書類作成など申請に必要な取組を行っている。〕